

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成30年1月10日（平成30年（行情）諮問第13号）

答申日：平成30年3月19日（平成29年度（行情）答申第533号）

事件名：開示請求人との面談記録（特定年度）の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「開示請求人との面談記録（H28年度）」（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、厚生労働大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が、平成29年11月7日付け厚生労働省発総1107第1号により行った不開示決定（以下「原処分」という。）の取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

開示請求に係る行政文書を作成又は取得している。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

(1) 審査請求人は、平成29年9月13日付けで、処分庁に対して、法3条の規定に基づき、本件対象文書に係る開示請求を行った。

(2) これに対して、処分庁が原処分を行ったところ、審査請求人は、これを不服として、同年11月13日付け（同日受付）で本件審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、文書不存在により不開示とした原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

3 理由

(1) 本件対象行政文書について

本件審査請求に係る開示請求は、法に基づく開示請求をする者と職員が面談した際の記録に関して行われたものである。

(2) 原処分 of 妥当性について

開示請求者との面談は、開示請求対象文書を特定するため、または開示請求書に記載された事項等を補正するために行われているが、面談により開示請求対象文書を特定し、または補正を行うため、面談の結果は開示請求書等に記載されるものであり、通例、これとは別に面談記録を作成する必要はなく、開示請求者との面談記録の作成を義務づける規定も無い。

なお、処分庁は、本件審査請求に係る開示請求を受けて、念のため、全ての全部局に審査請求人が求める行政文書の保有の有無を確認したが、該当する行政文書はなかった。

以上より、本件対象行政文書を保有していないとする処分庁の判断に不自然・不合理な点は認められず、文書不存在により不開示とした原処分は妥当であると考ええる。

(3) 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書の中で、「(処分庁は)開示請求に係る行政文書を作成又は取得している。」として原処分の取消しを求めているが、これに対する処分庁の説明は上記3(2)のとおりであるため、審査請求人の主張は失当である。

4 結論

以上のとおり、原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年1月10日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年3月2日 審議
- ④ 同月15日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、「開示請求人との面談記録(H28年度)」である。

処分庁は、本件対象文書の開示請求に対し、本件対象文書を保有していないとして不開示とする原処分を行い、諮問庁も原処分を妥当としているので、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 諮問庁は、理由説明書(上記第3の3(2))において、以下の旨を説明する。

ア 開示請求者との面談について

開示請求者との面談は、開示請求対象文書を特定するため、又は開

示請求書に記載された事項等を補正するために行われているが、面談により開示請求対象文書を特定し、又は補正を行うため、面談の結果は開示請求書等に記載されるものであり、通例、これとは別に面談記録を作成する必要はなく、開示請求者との面談記録の作成を義務付ける規定もない。

イ 保有の確認について

処分庁は、本件審査請求に係る開示請求を受けて、念のため、全部局に審査請求人が求める行政文書の保有の有無を確認したが、該当する行政文書はなかった。

ウ 本件対象文書の保有について

以上により、本件対象文書を保有していないとする処分庁の判断に不自然・不合理な点は認められず、文書不存在により不開示とした原処分は妥当であると考ええる。

(2) 厚生労働省において本件対象文書を保有していないとする上記(1)の諮問庁の説明は、不自然・不合理であるとは認められず、これを覆すに足りる事情も認められない。

したがって、厚生労働省において本件対象文書を保有していないとする諮問庁の説明は是認せざるを得ない。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、厚生労働省において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子